

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和3年
2月24日
(水曜日)

目次

- 告示
道路の区域の変更(道路整備課).....
- 道路の供用の開始(道路整備課).....
- 公告
国土調査の成果の認証(政策企画課).....
- 基本測量の実施(監理課).....
- 公共測量の実施(二件)(監理課).....
- 土地立入りの許可(監理課).....

山口県告示第六十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和三年二月二十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和三年二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道

路線名 下関長門線

道路の区域

山口県告示第六十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年二月二十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和三年二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
長門市俵山字水落二三九〇の四地先 から 同市俵山字向名沖二〇七二の一地先 まで	最狭 三・四	最狭 一六・〇	最狭 一六・〇	二八四・六	
	最狭 三・四	最狭 一六・〇	最狭 一六・〇	二九一・〇	

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 粟野二見線	下関市豊北町大字滝部字風呂ノ本三四一三の一地先から 同市豊北町大字滝部字瀬戸四三一七の一地先まで	令和三年二月二十五日

(五〇) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

令和三年二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域

周南市 平成三十一年四月一日から
令和二年九月九日まで

周南市地籍図
周南市地籍簿

大字鹿野上の一部

二 認証年月日

令和三年二月二十四日

(五二) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和三年二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

基本測量(地殻変動補正パラメータ測量)

二 作業の地域

山口県全域

三 作業の期間

令和三年三月一日から同月三十一日まで

(五三) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、防府市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありまし
た。

令和三年二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量及び水準測量)

二 作業の地域

防府市大字上右田

三 作業の期間

令和二年十二月二十二日から令和三年三月三十一日まで

(五四) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局長から次のとおり公共測量を実施する
旨の通知がありました。

令和三年二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量(航空レーザ測量)

二 作業の地域

山口県全域

三 作業の期間

令和三年一月十二日から同年二月二十六日まで

(五五) 土地立入りの許可

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第二項の規定により、土地立
入りを次のとおり許可しました。

令和三年二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 起業者の名称

中国電力ネットワーク株式会社

二 事業の種類

特別高圧送電線岩国美和太陽光線新設工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

岩国市錦町大原字十釜畑及び字滝の平並びに錦町宇佐郷字埕及び字こまくり地内

四 立ち入ろうとする期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで